

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券、外国証券を当社の口座でお預かりする場合や、そのお預かりから 1 年を経過するごとに所定の料金を口座管理料として頂戴する場合があります。
- ・ 上記以外の有価証券等のお預かりについても、料金を頂戴する場合があります。
- ・ なお、当社では、平成 26 年 1 月 1 日現在、口座管理料は頂戴しておりません。
- ・ 証券保管振替機構を通して当社から同業他社へ株券等の振替移管を行う場合は所定の口座振替手数料を頂戴いたします。但し、公開買付および端株整理等に伴う振替移管の場合については、この限りではありません。
- ・ 口座振替手数料は、1 銘柄につき 1,080 円（税込）を頂戴いたします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）をお預かりする場合や、そのお預かりから 1 年を経過するごとに所定の料金を口座管理料として頂戴する場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

◆ お客様から解約の通知があった場合

この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

◆ お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

◆ お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会理事会決議「金融商品取引業者の顧客管理等に関する行為規準」及び同「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」に基づき、当社が解約を申し出たとき

◆ お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いたまま威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき

◆ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

◆ その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商号等	奈良証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第25号
本店所在地	〒639-1007 奈良県大和郡山市南郡山町 212-7
加入協会	日本証券業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1億1千750万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年11月
連絡先	管理部（0743-53-6113）又はお取引のある店舗にご連絡ください。

奈良証券株式会社